

第 23 回 香川県新型コロナウイルス対策本部会議 議事概要

日時 令和 2 年 7 月 31 日（金）15：00～15：40

場所 県庁本館 12 階大会議室

議題 1 「県の新型コロナウイルス感染症対策の現況について」

健康福祉部長、商工労働部長（代理）及び交流推進部長から資料に沿って説明

本部長発言

各部局においては、引き続き、新型コロナウイルス対策として必要な対応について、スピード感を持って取り組んでいただきたい。

議題 2 「新たな流行シナリオを踏まえた香川県の患者推計等について」

健康福祉部長から資料に沿って説明

本部長発言

ただいま健康福祉部長から説明があったが、今後は、これらの推計に沿って、本県の医療提供体制や検査体制を一層充実・確保しつつ、必要に応じ、適時に要請や対策を講じていくことにより、感染拡大防止に努めていきたい。

議題 3 「感染警戒期における対策（8月1日以降）について」

本部長（知事）から資料に沿って説明

本県では、7月18日から31日までの2週間を「感染警戒期」と位置付け、特措法に基づく協力要請として、県民の皆様に対する不要不急の県外への移動を慎重に検討していただくことや、特に、この期間は、事業者の皆様に対するテレワーク、オンライン会議などの積極的な活用による出勤者の低減に積極的に取り組んでいただくことなど、集中的な対策を講じてきたところである。

この間の県内の感染状況としては、7月18日、22日に1人ずつ新規感染者が発生し、その後の4連休は新規感染者の発生はなかったが、今週に入り、再び28日に1人、県外との往来があった方が新たな感染者として発生するなど、感染拡大に予断を許さない状況が続いている。

また、他の都道府県においても、首都圏や関西圏をはじめ、最近では地方でも感染が広がっている状況にあり、8月に入り、一層人の動きが活発になることも予想される。

そこで、現在の感染警戒期の対策期間は7月31日（金）までとしていたが、この期間を3週間延長し、8月21日（金）まで、引き続き、感染警戒期に位置付けて対策を継続することとする。

「感染警戒期」においては、医療提供体制や検査体制の状況を踏まえ、社会経済活動への影響が最小となるよう、これまでの「感染予防対策期」における対応の徹底を基本とした対策をとる

こととし、県民の皆様、事業者の皆様に対して、特措法第24条第9項に基づく要請をすることとする。

その対策の詳細について、まず、対策期間であるが、先に申し上げた通り、明日8月1日（土）から21日（金）までの3週間とし、その後の対策については、今後の感染状況等を踏まえ検討することとする。

1. 県民の皆様への協力要請等、(1) 外出については、いずれも特措法第24条第9項に基づく協力要請であり、これまでと内容は基本的に同様であるが、特に、1つ目の「○」にあるように、引き続き、県民の皆様に対し、不要不急の「県外」への移動について慎重に検討いただくよう、協力要請する。また、県外へ移動した場合には、帰県後14日間は、発症に備えて、行動記録を取っていただくようお願いする。なお、4つ目の「○」にあるとおり、先日の本部会議において、新たな行動履歴を確認できる仕組みを検討することとしていたが、行動履歴の確認手法や他県の導入状況などを踏まえ、本県においては、資料3の最後に（参考）として付けているが、他県でも導入されているLINEを活用した追跡システムの導入を検討してまいりたいと考えている。

また、(2) の新しい生活様式の徹底についてであるが、引き続き、県民の皆様には、感染リスクが高い三密を徹底的に避けるとともに、人と人の距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指消毒をはじめとする基本的な感染対策を徹底していただくほか、今般、国から「飲食店等におけるクラスター発生防止に向けた総合的取組について」の通知が示され、その中で、国として推奨する事項を踏まえ、新しい生活様式や各種ガイドラインに沿って行われるものを除き、大人数での会食や飲み会を避けること、大声を出す行動（飲食店等で大声で話す、カラオケやイベント、スポーツ観戦等で大声を出すなど）を自粛することについて協力要請するとともに、引き続き、会食をする際は、感染防止のために、座席間隔の確保や換気といった三密回避を徹底していただくよう協力要請する。

次に、2. 事業者への協力要請等についてであるが、こちらもこれまでの対策に変更はないが、改めて、業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドラインなどに基づき、感染防止対策の徹底を図ること、事業者の皆様が適切な感染防止対策を講じていることを対外的に示す様式を活用して、店舗・事業所等に掲示していただくよう協力要請するとともに、在宅勤務（テレワーク）、オンライン会議などの積極的な活用により、出勤者数の低減に取り組んでいただきたい、特に、本対策期間中は、集中的に取り組んでいただきたいこと、そのほか、出勤時には、座席間隔を取ることや従業員の執務オフィスの分散を促していただくこと、時差出勤、自家用車・自転車・徒歩等による通勤等、人との接触を低減する取組を推進することなどを協力要請する。

3. 催物（イベント等）の開催については、この度、国において8月1日以降の参加人数等の考え方が示され、本県においても、国の方針に沿って、催物（イベント等）の開催制限の段階的緩和の当面の方針の見直しを行う。8月以降のイベント開催については、国の基本的対処方針等を踏まえ、収容率の制限を維持する一方、人数上限を撤廃するとの目安を示してきたが、この度、国の方針で、現状の感染状況等に鑑み、8月末までは現在の開催制限を維持することとされたことを踏まえ、本県においても、国の方針に沿って、8月末までは現在の開催制限を適用し、屋内、屋外ともに5,000人以下の人数要件に加え、屋内にあっては収容定員の半分程度以内の参加人数

にすること、屋外にあっては人と人の距離を十分に確保できること（できるだけ2m）の要件を継続することとする。なお、国の方針にもあるが、9月以後の取扱いについては、今後検討の上、別途お示ししたいと考えている。

また、4.及び6.はこれまでと同様の対策とするが、5.の観光振興について、8月1日からは、四国内での観光キャンペーンの開始など、観光業の回復に向けた県の事業をスタートさせるが、まずは、四国4県から取り組むこととし、その状況を踏まえつつ、対象地域等を適宜見直すこととする。

以上が、感染警戒期における8月1日以降の対策についてである。

なお、先日の定例記者会見において、現在の県の対策期移行時の考え方や対策期ごとの対策について見直しを行うこととしていたが、足下で新規感染者の発生が続いており、現在の感染警戒期を次の対策期に移行させる状況にないこと、また、政府は7月以降、東京都だけでなく全国各地で感染者が急増している事態を重視して、都道府県が地域の実情に応じ、新型コロナウイルス感染症対策を効果的に講じるための指標づくりに着手し、今後の分科会で、指標を含む対応策の取りまとめがなされるとの報道がなされているところでもあり、現時点で、本県として対策期移行時の考え方や対策期ごとの対策を見直すと、近々に再度の見直しが必要となる可能性もあることから、今後の国の動向等を踏まえ、後日改めてお示ししたいと考えている。

その他

教育長から資料に沿って説明

（学校における対応）

健康福祉部長から資料に沿って説明

（高齢者施設等における施設間応援について）

本部長発言

8月1日からは、四国内での観光キャンペーンの開始など、観光業の回復に向けた県の事業もスタートする。いうまでもなく、安心して外出するためには、行政、事業者、県民の皆様すべてが、適切な感染防止策、新しい生活様式を徹底していただくのが前提となる。それが、新たな感染者をおさえる、また、その拡大をおさえる基本であり、その上で、社会経済活動との両立を図ることができる。引き続き、感染警戒期における対策について、県民の皆様、事業者の皆様には、是非ご協力をお願いしたい。

また、各部においては、感染防止と経済の回復という非常に両立が難しい政策運営であるが、引き続き気を緩めることなく、県民生活の安全・安心の確保を図るため、スピード感をもって対応に当たっていただきたい。